

建設水道常任委員会

令和2年9月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎井上 卓也	○大森恒太郎	中川 靖広
横田 敏文	木澤 正男	奥村 容子
坂口 議長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	西巻 昭男	都市建設部長	上田 俊雄
建設農林課長	手塚 仁	同 課 長 補 佐	田中 弘二
同 課 長 補 佐	乾 裕貴	都市整備課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	峯川 敏明	上下水道課長	猪川 恭弘
同 課 長 補 佐	上田 和弘	同 課 長 補 佐	田口三十士

3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 横田委員、 木澤委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長 （ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、横田委員、木澤委員のおふたりを指名いたします。おふたりには、よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりであります。

初めに、本会議からの付託議案についてであります。

まず初めに、1. 付託議案、（1）議案第40号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川上下水道課長。

上下水道 それでは、付託議案であります、議案第40号 令和2年度斑鳩町水道
課長 事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

上下水道 今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く
課長 なか、住民生活や経済活動を引き続き支援するために、国の交付金を活用いたしまして、水道料金の基本料金を9月分から翌年の2月分まで免除を実施いたしますことから、それに伴います給水収益の減額と一般会計からの補助金の受け入れ、また当初、自主財源で予定をしておりました水道料

金システムの改修経費につきましても、交付金で活用することとなりましたので、それらについて、予算を補正するものでございます。

それでは、補正予算書の3ページをご覧ください。予算に関する説明書の実施計画に基づきまして、ご説明を申しあげます。

初めに、収入、第1款 水道事業収益、第1項 営業収益、第1目給水収益、第1節 水道料金であります。先ほど申しあげました給水収益の減額にかかるものとしまして、7,020万円の減額補正をお願いするものであります。次に、第2項 営業外収益、第4目 他会計補助金、第1節 他会計補助金であります。補助金の受け入れに伴いまして、7,218万円の増額補正をお願いするものであります。

次に支出であります。第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第4目 総係費、第11節 委託料であります。水道料金システムの改修に要しました費用で、198万円の増額補正をお願いするものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

(予算総則朗読)

上下水道課長 以上、議案第40号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。何とぞ原案どおり可決賜りますよう、よろしく願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 内容的には問題ないというか、評価できるものだというふうに思うんですけど、この翌年2月までっていう期間ですね、国の交付金の対象って、たぶん3月末までちがうかなと思うんですけど、これなんで2月までにしたのはたんなるか。素朴な疑問なんですけど。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設
部長 国の交付金の配分の額にもよるんですけども、2か月行いまして、その
拡大として、きりのいいというか、半年ということで6か月というふうに
したものでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ご
ざいませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第40号については、当委員会として、満場一致で可決す
べきものと決しました。
次に、2. 継続審査を議題といたします。
(1) 都市基盤整備事業に関することについて、理事者の報告を求めま
す。 真弓都市整備課長。

都市整備
課長 それでは、2. 継続審査(1) 都市基盤整備事業に関することについて
でございます。

はじめに、いかるがパークウェイの整備についてであります。三室・紅
葉ヶ丘区間におきましては、委員みなさまにもお知らせいたしましたところ
でございますけれども、去る8月1日、午前3時半頃、三室交差点部分が完成し、三室交差点の全方向に右折レーンが整備されるなど、さらに安全に利用できるようになったところでございます。引き続き、三室交差点

から東側、側道や歩道などの工事が順次行われており、周辺にお住いのみなさまには、今しばらくご不便とご迷惑をおかけいたしますが、可能な限り早期に完成しますよう、国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、五百井・興留区間についてであります。こちらにつきましても、事業用地の取得に向け、地権者、権利関係者との交渉が引き続き進められているところでございます。また、町教育委員会で実施をしております埋蔵文化財の発掘調査につきましても、去る9月7日から現地での作業を開始しており、今後も奈良国道事務所と連携し、順次進めてまいります。なお、重要な遺構が発見された場合は、調査区の拡張などの措置をとる場合があります。遺構の重要性などにもよりますけれども、調査区間を短縮するなどの対応をやむなく行う場合があるというふうに聞いておりますので、あらかじめご了承願います。

次に、事業促進にかかる要望活動についてでございます。7月には、19日に令和3年度政府予算編成に関する提案・要望の場におきまして、町長が直接要望されますとともに、27日には奈良国道事務所長と町長が面談を行い、事業促進にかかる要望書を提出するなど、積極的に要望活動を行ったところであります。また、8月27日には奈良県への要望も実施し、県土マネジメント部長と町長が面談を行ったところであります。ご承知のように、今後の事業進捗は事業予算の確保が非常に重要であります。コロナ禍、また、災害の頻発などによりまして、予算の確保については厳しい状況が予測されるところでございますけれども、今後も関係各所に対し、事業進捗も踏まえ、積極的な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、継続審査（1）都市基盤整備事業に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 8月1日から三室の交差点完成して、大型が通れるようになって、その

後の車の流れというんですかね、広い道路通ってくれはったらいいんですけど、服部道のほうとかに流入しているような状況がないとか、その辺はなんかつかんではりますかね。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備課長 現在まだ8月1日からですので、1か月少しということなんですけれども、まだ具体的な調査等は行ってはいないところでございます。以前、本線の切り替えなり、それから法隆寺線が開通したとき等にも交通量調査のほう行っておりますけれども、秋頃に調査をまた実施いたしまして、流れ等を見ていきたいなというふうに考えているところでございます。

木澤委員 はい、わかりました。そしたらまた結果について、この担当常任委員会にご報告いただきたいと思っておりますのでお願いします。あと、町長のほうで奈良国道事務所長と面談されて、これは要望ということで行かれたということですけども、その際に、県道から東側の部分の話っていうのはなんか出たんですか。

委員長 中西町長。

町長 県道から東側についてはですね、用地の測量の関係とかございまして、その辺の要望のほうとして町のほうからさせていただいております。今の県道から西のほうについてもですね、用地の関係等7割進んでおります。あと残り3割ということで、その3割のうちの1割はもう県の土地ですんで、用地のほうもかなり進んでいくのではないかと、予算さえつけばね。せやからその辺で、次に一步進んでいくということでは、できる限り住民の方の了解を得れるような形で進めていくようにということで、要望はさせていただいております。

木澤委員 町としては推進ということで要望に行ったという話ですけども、やはり

県道から東側については地元の皆さんみな反対してはる中で、進まないというふうに思います。今後やはり国としてどう対応というんですかね、考えはるのか、この間全然なにも反応がないので、その点についても国としてどのように考えているのかについては、また折衝の機会があったら確認をしていただきたいし、あとやっぱり地元の声をしっかり聞いていただくように、町のほうからも言っていたいただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

（1）議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）について、理事者の報告を求めます。 上田都市建設部長。

都市建設 それでは、議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）につきまして、当委員会所管に関する事項につきまして、説明させていただきます。

最初に、議案第40号 令和2年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）において説明させていただきました、新型コロナウイルス感染症に対する支援策として実施いたします水道料金の基本料金免除にかかります一般会計の補正といたしまして、予算に関する説明書の10ページをお願いいたします。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億991万1千円増額補正のうち7,218万を財源として、次、16ページをお願いいたします。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費で、水道事業会計補助金として7,218万円の増額補正

をお願いするものでございます。続きまして、17ページをお願いいたします。第7款 土木費、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費で、町営住宅から退去され、新規募集にかかるリフォーム費用として当初3軒分を予算計上いたしておりましたが、昨年度後半から合計5軒の方が退居されたことから、不足する2軒分のリフォーム費用として、129万7千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第36号 令和2年度斑鳩町一般会計補正予算（第10号）のうち、当委員会所管に関する事項についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2)斑鳩町産業まつり2020について、理事者の報告を求めます。手塚建設農林課長。

建設農林課長 それでは、毎年12月上旬に開催しております産業まつりについてご報告申しあげます。8月25日に今年度2回目の産業まつり実行委員会を開催し、産業まつりの実施の是非について協議いたしました。結果は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、模擬店などのイベントは中止するという結果となりました。しかし、農産物の品評会の開催とこれに伴う表彰や商工・農業者等で特に地域振興に寄与した方や団体に対しての表彰を行う式典については実施していくという結果となりました。

農産物の品評会と式典の具体的な実施方法・日時につきましては、令和2年12月5日土曜日の午前中に農作物の出品受付を行い、その後に農作物の審査を実施してまいります。式典につきましては、関係者のみで12月6日の日曜日午前中にいかるがホール研修室において実施、農産物品評会で特賞となった農作物については、12月6日午前9時から12月7日午後3時まで、いかるがホール大ホール前の町民ロビーで展示を行い、一

般の方に見ていただくということになりました。また、出品された農産物につきましては、フードバンクに無償提供する予定であり、地域の子ども食堂などの食材に利用される見込みでございます。この模擬店などのイベントの中止及び農産物品評会については、9月15日発行の9月広報のお知らせ版にて周知を行う予定でございます。以上、斑鳩町産業まつり2020についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 ここで、暫時休憩いたします。

(午前9時18分 休憩)

(午前9時19分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(3)大和川遊水地整備事業について、理事者の報告を求めます。手塚建設農林課長。

建設農林 それでは、国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所が主体となって
課長 取り組んでおります、大和川遊水地整備事業について現時点での進捗を報告させていただきます。

本日の説明に伴う資料につきましては、計画内容が未確定なものでありますことから、資料は配布せず、パワーポイントで説明させていただきたいと考えております。ご了承の程よろしくお願いたします。

まず、はじめに遊水地の整備につきまして、大和川の河川整備や遊水地整備等により、戦後最大規模となる昭和57年8月洪水と同規模の洪水を安全に流下させることを目的に遊水地を整備するというもので、斑鳩町、川西町、安堵町の3町、5か所で現在、整備に向けて事業を進めていると

ころでございます。図面に示しましたように、目安地区で約30万立法メートル、三代川地区で約20万立法メートルの洪水調整容量を確保する計画で検討しているところでございます。その中で現計画においての一番の問題点は、目安地区内に墓地が存在し、墓地についての取り扱いをどのように行うかについて、平成28年度から目安自治会と話し合いを重ねてまいりました。この墓地については、当初、地元の意向としては移設する方向で話を進め、自治会に対しての意見交換会、説明会を4回実施してまいりましたが、移設に対し強い反対の意見もあったことから、現在は墓地を移設しないで、遊水地内に墓地を残す方法で検討しているところであります。そこで移設しない場合は墓地を堤坊で囲むなどの方法により検討を重ねてまいりましたが、計画の遊水地の洪水調整容量が確保できない等の理由により検討案についても時間を要したところでございます。

そして、今回、大和川河川事務所が提案し、これから目安自治会と協議を予定している案についてご説明申しあげます。墓地の対応案①といたしまして遊水地を2.3メートル掘り下げ、洪水調整容量を確保する案であります。遊水地内を2.3メートル掘り下げると地下水が湧いて出るという調査結果が出ており、跡地利用には地下水をどのように処理するかという問題点が残ります。次に、墓地対応案②として遊水地内を掘り下げないで洪水調整容量を確保するには、北側堤防、東側堤防をさらに広げることでも地権者及び周辺の方々の協力を得ることができた場合、最大で墓地対応案②という案も合わせて検討しているところでございます。これらの案の墓地については、移設を行わず墓地の端から5メートル離れた場所に擁壁を設置し、できる限り洪水調整容量を確保するというものでございます。擁壁の高さは墓地の中からは約2メートルの高さの擁壁となります。こちらにつきましては、整備のイメージ図でございます。

今後におきましては、目安自治会へ墓地の移設を行わない対応策について説明を行いながら、墓地についての協力が得ることができましたら、周辺自治会、関係者へ、どの範囲まで遊水地を広げることができるのかの交渉を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、大和川遊水地整備事業についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 私がイメージしていたのは、もっと遊水地を囲う壁というんですか、が
もっとあると思ったんですけど、それはないんですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 委員おっしゃるように、遊水地を擁壁で囲むので、かなり高い壁のイメ
課長 ージを町としてもしてたんですけども、現在の堤防高より2メートル低い
擁壁で十分対応できるということで確認しております。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時25分 休憩)

(午前9時31分 再開)

委員長 再開いたします。 手塚建設農林課長。

建設農林 堤防の高さについては、現在の大和川の堤防と同じ高さの堤防が周囲に
課長 設置するようなイメージでございます。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 今、まあ目安地区のほうで、いろいろ交渉していただいている状況です
けど、もうひとつ、三代川地区の話っていうのはどういう状況ですか。

建設農林 遊水地につきましては、目安自治会に対しまして先ほどの墓地移転の関
課長 係で4回ほど今まで説明会をしてまいりました。その中で三代川地区につ

きましては、やはり目安地区と三代川地区が一体的に進めたいという思いがありますことから、目安地区の墓地の問題が解決しなとなかなか三代川地区も前向いて進みにくいという状況でございますので、目安地区の状況につきましては、三代川地区につきましても、今まで平成29年5月、平成30年8月、神南、服部、小吉田、稲葉地区の農家組合長、水利組合長等々お集まりいただきまして、経過説明をしているところでございます。

木澤委員 その経過説明はされているということやけど、だいたいおおむねの了承をいただいているとか、まだ具体的な形がどうなるかというのはこれからでしょうけど、話の方向性としてはどうなってるんでしょうか。

建設農林課長 さまざまなご意見はちょうだいしているところでございますけども、おおむね、目安地区のように墓地等の問題がございませんことから、おおむねのご了承はいただけるのかなと感じているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時33分 休憩)

(午前9時34分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、(4)町営住宅入居者に係る連帯保証人の免除の取り扱いについて、理事者の報告を求めます。 手塚建設農林課長。

建設農林 それでは、町営住宅入居者に係る連帯保証人の免除の取扱いにつきまし

課長

て、ご説明いたします。

資料1の「町営住宅入居者に係る連帯保証人の免除の取扱いについて」をご覧ください。町営住宅の入居の手続きにおける連帯保証人につきましては、斑鳩町町営住宅条例にて「入居決定者は連帯保証人が連署した請書を提出しなければならない」と規定しておりますが、「特別の事情がある者に対しては連帯保証人の連署を免除できる」との免除規定もございます。この度、この免除規定に関する取扱いを定めることといたしました。

まず初めに「連帯保証人の免除対象となる特別の事情について」でございますが、「生活保護受給者であって2親等内の親族がいない者」、「DV被害者であって2親等内の親族がいない者」、「障害者基本法第2条に規定する障害者でその障害の程度が、身体障害では1級から4級まで、精神障害では1級、または2級、知的障害では精神障害の1級、または2級に相当する程度の者であって2親等内の親族がいない者」、「65歳以上の者であって2親等内の親族がいない者」、「災害により住宅が滅失した者、いわゆる特定入居者」としております。

次に「連帯保証人の免除手続きについて」でございますが、連帯保証人の連署の免除を受けるときは、所定の様式にて緊急連絡人、一人を指定し、該当する免除理由を証する書類を添付のうえ町長に届け出ることとしております。

次に「連帯保証人の免除要件の喪失について」でございますが、入居者、または入居承継希望者が、前述の「特別の事情」に該当しなくなった場合は、新たに連帯保証人を選任することとしております。

以上、町営住宅入居者に係る連帯保証人の免除の取扱いについての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員

この②のドメスティックバイオレンス、DV被害者であって、2親等以内の親族がいないもの、このドメスティックバイオレンスの被害者はどう

いう意味で保証人の免除になんねやろ。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 基本的にそういった暴力を振るわれる方から逃げてきたということで、
課長 警察においてそういったところを認定といいますか、そういう方ということを決めるということで聞いております。

中川委員 せやから、暴力を受けて逃げてきたっていう人やけど、保証人の要る、
要らんにはかかわんの、それ。

建設農林 そういった被害を受けて逃げるといいますか、避難されるという方で、
課長 なかなか周囲の方にそういったことを相談しながら保証人になっていただくということが困難ということを想定しております。

中川委員 それはそういうふうに理解しときますけど。知的障害者で単独で入っ
ている方って、現時点では、おるのかな。

建設農林 現時点ではおられません。
課長

中川委員 今後そういう方が単独で入られるということは、やっぱり想定できる
の。

建設農林 想定はできると考えております。
課長

中川委員 知的障害の方が1人で町営で生活できんの。

委員長 暫時休憩します。

(午前9時39分 休憩)

(午前9時43分 再開)

委員長 再開いたします。 手塚建設農林課長。

建設農林 規定におきますと、精神障害1級、2級でも単身で生活ができるという
課長 前提で、単身入居を可能にしているところでございます。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 すみません、この2親等内ってありますけど、2親等っていうとどこま
でになるんですか。

委員長 手塚建設農林課長。

建設農林 本人から言いますと、父、母、子、配偶者が1親等になります。その次
課長 ですんで、祖父、祖母、兄弟、孫までが2親等の範囲になります。

木澤委員 例えば、DVだとパートナーから暴力を受けてて、それ2親等以内にな
るんですよ。他にだから親族いなくても離婚してない場合は親族がいる
ことになって、ここに当てはまらなくなってしまうんじゃないかなと思う
んですけど。あと、2親等内の親族がいても、協力が得られない場合とい
うのがあると思うんですけど、そういう点はどう考えてはるんですか。

建設農林 まず、今想定してる内容につきましては、親族の中でも一般的に近い関
課長 係と思われる2親等に親族がおられる場合は、その方になっていただきた
いというのが、これがまず1点で、そしてこの免除規定につきましては、
奈良県の規定に従ってつくっているところであり、そこらを参考につくっ
ているところでございますが、今、委員おっしゃるDV被害者の旦那さん
が1親等に当たりますので、その方がおられて、その方だけしかおられな
い場合の、2親等以内の親族がいてるんで、その方にもらってもらえとい

うのは、現実的に無理な話でございますので、そこら辺についてはまた、よく協議のほうしていきたいと考えております。

木澤委員　もともこの免除規定というのはあるということですが、ちょっと条例自体見てないんですけど、「町長が認めるものは」という項目は別であるんですかね。

建設農林課長　条例の中には、「特別な事情がある場合は免除できる」という文言だけがございします。

木澤委員　ほかの条例とかでは、例えば災害があった場合とかに、町長が認めるものは例外とするとか、そういう項目があると思うんで、だから対応できないケースがあったときに、やっぱりそういう項目を設けといたほうが良いというふうに思います。

建設農林課長　そういった文言につきましても、再度検討のほうさせていただきます。
委員長　奥村委員。

奥村委員　恐れ入ります、ちょっと1番の連帯保証人の免除対象となる要件の中にちょっと入らないのかなと思うんですけど、生活困窮者の方というのは、どこかのこの1から5の中に入るのでしょうか。

委員長　手塚建設農林課長。

建設農林課長　基本的に生活困窮者の方が町営住宅に入れるという決まりの中で、その生活困窮者の中で、特に今1番から5番までにあげる方を特別な事情として考えているところでございます。

奥村委員　そうしましたら、内部障害を抱えているとか、いろいろ身体障害とかで

なくても、いわゆる生活困窮者の方で希望する方は応募させていただけるのか。

建設農林課長　　まず、生活困窮者でないと町営住宅には入れませんので、そういった生活困窮者の方が当然町営住宅には応募されてくると思います。その中で1番から5番の方が保証人について免除をするという内容でございます。

奥村委員　　ということは、すみません、何回も聞いて申し訳ないんですけども、この中に当てはまらないけども、いわゆる経済に困っておられる生活困窮者の方に関しては。

建設農林課長　　につきましては保証人はつけていただくことになります。

奥村委員　　生活困窮者の方で、私もこの前、一般質問させていただきましたけども、やはりなかなか人間関係も疎遠になっておられる。その中で保証人さんをつけることが難しいという方もおられると思うんですね。そういう方たちのセーフティーネットになっているのが町営住宅だと思うんですけども、そこに関してはハードルが高くなっているような気がするんですけども。いかがでしょうか。

委員長　　上田都市建設部長。

都市建設部長　　この免除の案件につきましては、国からの通知の中で、生活困窮者の中で高齢者がその実際の困窮して住宅を失われるという方が直面されているという文言の中からきているのがひとつと、あと、やはり運営の中で、一般質問のところで答弁させていただきましたように、運営の中ですべての、現在、町のほうではすべての方に連帯保証人を免除するというのは、やはり役割等もございまして、もしくは滞納等の要件もありますので、そういったことも鑑みまして、今、奈良県の中で行われている近隣も含めて、奈良県も含めて、今とられている状況を勘案して、今の免除規定をと

らせていただいておりますので、すべての方に連帯保証人をつけないというのは、ちょっと今の段階では、その方向ではちょっとできないということでございます。

奥村委員　やはり連帯保証人となりますと、相手の方もなかなか経済的なこともあって、連帯保証人を受け入れられないということもあろうかと思うんです。これからの時代はやっぱり連帯保証人という重々しいものでなくても、緊急連絡人という形で考えていかれたほうが、より一層ハードルが低くなっていいのではないかなって、ご要望させていただきたいと思っております。

それと3番のほう、ちょっと教えていただきたいんですけども、今現在これは入居をされている方が、例えばご夫婦でいらしてご主人を亡くされた場合に、ご主人が中心となって世帯主であって、保証人を立てておられたという場合、奥様が今後も入居を継続しようとする場合は、また奥様が保証人を立てないといけないというように読んだらいいのでしょうか。

建設農林課長　連帯保証人につきましては、世帯主さんで連帯保証人を見つけていただいて、その方が亡くなられたら、次に継承する方がまた新たに保証人をつけていただく必要がございます。その中で、新たな世帯主さんがこちらの3番に該当するようであれば、保証人は免除するという内容でございます。

委員長　木澤委員。

木澤委員　これ、いつから適用していこうと考えてはりますか。

委員長　手塚建設農林課長。

建設農林課長　今、こちらの要綱については作成中であり、本日ご意見いただいて、訂正する部分がありましたら訂正して決裁を取りしだい公布とさせていた

だく予定でございます。

木澤委員 なるべく早く適用はしてほしいとは思いますが、これ県のやつを参考にしてとおっしゃいましたが、なんか整合性はからないかん必要とかってというのはあるんですかね、県のやつと。

建設農林 特にございませぬ。

課長

木澤委員 もうちょっと全国的にも、先進的にこういう要綱とかつくってはると思うんです。ちょっとやっぱり中見てもこれで適用できるのかなという問題もありますんで、もうちょっとやっぱり私も範囲を広げれるものなら広げていただきたいなと思うんです。ちょっと適用が遅くなってしまうかもしれないけども、もうちょっと全国の例を調べて精査していくほうがいいのかなと思うんですけど。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設 今のご意見をいただく中で、まずはハードルという言い方が適正がどうか分かりませんが、今のものからひとつ減免、連帯保証人の免除規定をまずはつくったということで。と申しますのは、今、リフォームをして、次からの募集の方から適用していきたいということもありますので、これは永久的にこれで進むという話ではなくて、今、国からの通知もあって、全国的にまた市町村も検討されているという中での話ですので、その動向も見ながら、また全国的、奈良県との、いろんな教えていただきながら、また検討はさせていただきたいと思っておりますので、今現時点ではこの要綱で、次の募集に当たりたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかにございませぬか。

(な し)

委員長 次に、（５）斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況について、理事者の報告を求めます。 真弓都市整備課長。

都市整備課長 それでは、各課報告事項の（５）斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況につきまして、ご報告させていただきます。

本年６月の本委員会におきまして、第１回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会の資料により、都市計画マスタープランの概要や改定に向けた課題、改定の方向性などについてご報告をさせていただきました。その後、いただきましたご意見や各担当部署の確認作業などを行ったところがあります。本日お配りしております資料は、これらを取りまとめた第２回斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会の会議資料でございます。新型コロナウイルスの関係から書面開催とし、委員のみなさまには７月１７日に資料を送付、また、７月３１日までにご意見をいただくこととなっていたところでございます。なお、このいただいたご意見につきましては、現在取りまとめや対応案の作成などを行っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

では、資料２をお願いいたします。１枚めくっていただきまして表紙の裏の目次をお願いいたします。現段階の計画の構成でございます。「序章 都市計画マスタープランの改定にあたって」、「第１章 斑鳩町の現状と都市づくりの課題」、「第２章 都市づくりの目標」、「第３章 都市づくりの方針（全体構想）」としております。

４４ページをお願いいたします。都市づくりの目標、都市の将来像でございます。本計画で定める都市の将来像は、第５次斑鳩町総合計画で掲げております、『「和」で紡ぎ、未来へ歩む 私たちの斑鳩』を掲げております。先人たちから受け継いできた聖徳太子の「和」の精神をもって、住民一人ひとりが、多様な価値観を尊重しながら、世代を超えて支え合い、未来へ歩いていくまち「斑鳩」を本町の将来像とし、そのためには、人、歴史文化、自然といった私たちの斑鳩だけが持つ魅力、財産を生かし、横

断的かつ戦略的な施策展開をはかることで、住み続けたいまち、住んでみたいまち、また訪れたいまちの実現をめざすものでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。都市づくりの目標であります。都市の将来像の実現に向けて、本町が持つ豊かな歴史的・文化的資源や自然環境、良好な景観を生かして、「自然と共に生きる安全・安心で環境にやさしいまち」「斑鳩らしい景観とコンパクトで質の高い都市機能を備えたまち」「悠久の歴史と文化を守り、魅力に満ちた活力あるまち」の3つの目標を掲げております。

次に、52ページから最後の67ページまででございますけれども、都市づくりの方針（全体構想）となっております。土地利用の方針など6つに分類し、それぞれの方向性や整備方針などをお示ししております。

最後に、今後のスケジュールでございます。第2回 斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会で書面によりいただきましたご意見を事務局にて取りまとめ、町ホームページにて公表することを予定しております。

また、第3回 斑鳩町都市計画マスタープラン策定委員会は、9月下旬から10月上旬頃の開催を予定しているところでございます。引き続き、本委員会におきまして、その策定状況について報告してまいりますので、委員みなさまには、何卒、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、斑鳩町都市計画マスタープランの改定状況についてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 すみません、総合計画のほうは、広くパブリックコメント募集してありますが、こっちはどうなりましたっけ。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備 都市計画マスタープランでも予定をしております。現在、予定としまし

課長 　　では総計のほうが先に、上位計画ということもございますので、先一步進んでおりますけども、それを受けた姿で最終的にこれを案として取りまとめて、今のところ1月頃にパブリックコメントを予定しております。

委員長 　　ほかにございませんか。

（ な し ）

委員長 　　ないようですので、10時15分まで休憩します。

（ 午前 9時59分 休憩 ）

（ 午前10時15分 再開 ）

委員長 　　再開いたします。

次に、（6）県事業について、理事者の報告を求めます。

真弓都市整備課長。

都市整備課長 　　それでは、（6）県事業につきまして、奈良県が実施いたします工事について、情報提供がございましたので報告させていただきます。

　　今般、情報提供がありました三室山法面工事は、三室山北側の急傾斜地、約5,800㎡について、法面にアンカーボルトを打ち込み、それぞれを鋼線をつないで法面の崩落を防ぐとともに、道路境界付近に落石防止柵を設置し、安全性の向上を図る工事であります。資料3をご覧ください。今回実施いたします工事につきましては、三室山の北側部分であり、一番上の「工事位置図」でお示した場所となっております。具体的な工事内容といたしましては、2段目の「横断図」及び3段目の「施工方法イメージ」のとおりでございます。重複いたしますが、法面にアンカーボルトを打ち込み、それぞれ鋼線をつなぐ工事、また、落石防止柵を設置するものであります。工事にあたりまして、桜と紅葉につきましては工事に支障があるもののみ伐採、雑木・竹についてはすべて伐採するとのこととござ

います。また、安全対策につきまして、地元や学校関係者などに周知していただくよう依頼をしております。現在、中和公園事務所におきまして工事発注の準備をされているところであり、現段階の予定工期は、令和2年11月から令和4年2月頃と聞いているところでございます。なお、本工事の完了によりまして、当該地に指定されております土砂災害特別警戒区域については解除される予定とのことでありますが、その時期につきましては、区域の見直しのタイミングにより変わってくるということでございます。以上、県事業についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
中川委員。

中川委員 この三室山の法面に関しては理解できますわ。ほかにこんなとこってないのかな。

委員長 真弓都市整備課長。

都市整備課長 町内におきましては、斑鳩町ではございます。全体でいわゆる警戒区域で24か所、そのうちの22か所は今と同じ特別警戒区域となっております。エリアといたしましては、神南で1か所、これは急傾斜地の関係です、龍田北のほうで急傾斜の関係で1か所、土石流の関係で5か所、龍田北では平群町との境界のあたりですけれども、土石流で3か所、これは平群町と重複した箇所でございますけれども3か所、龍田西では急傾斜で3か所、法隆寺では急傾斜で1か所、土石流で8か所、三井では急傾斜で2か所、土石流で3か所、以上、現在指定されている状況でございます。

中川委員 その、今の箇所もこういう対策工事は予定してはるの。

都市整備課長 その所有者の方がどうされるかということでございますので、これは県有地の土地でございますので、県のほうが今回、今般実施されるというこ

とでございます。他の地域につきましては、今のところ予定はお聞きしておりません。

中川委員　そしたらこの県の三室山以外は全部私有地。

都市整備課長　申し訳ございません。ちょっと所有関係までは把握しておらないところでございます。

中川委員　1回、公共な場所もあるかないか、調べといてもらえますか。

都市整備課長　調査を進めてまいりたいと思います。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　次に、(7)水道事業の県域一体化について、理事者の報告を求めます。猪川上下水道課長。

上下水道課長　それでは(7)水道事業の県域一体化について、ご報告申しあげます。水道事業につきましては、今後、人口減少に伴います水需要の減少から給水収益が減益し、更新事業費の確保が困難になることや、事業の維持に必要な人材、技術力の確保が困難になることが考えられます。こうした状況から、各事業者が単独で対応していくことには限界があるなかで、水道事業を「安全、安心」に継続して、安定的に飲料水を供給するためには、水道事業の広域的な運営が有効な手段であるとして、奈良県と市町村で平成30年度から県域水道一体化検討会を設けまして、その中で水道事業の県域一体化に向けた議論が進められてきたところであります。今般、そうした一体化を進めていくことについてのメリットや課題、今後の予定、奈良県と市町村間で締結します覚書の案などについて、一定の方向性が整い

ましたことから、各市町村長に対しまして、令和2年8月19日に水道サミットとして、奈良県により説明会が開催されましたので、ご報告を申しあげます。お手元に資料4として、4-1から4-3ということでサミットで配布をされました資料をお配りしておりますので、これによりまして、ご説明申しあげます。

まず資料4-1でございますが、3ページをご覧ください。県域水道一体化のメリットとしまして、事業統合、料金統一により、市町村域を超えた投資最適化が推進され、すなわち投資額の抑制が働き、抑制した分を水道料金の上昇抑制や、老朽化施設の更新費用に充てることとされておりまして、こうした投資額の抑制につきましては、資料6ページにもありますが、効果額のまとめとしまして、投資抑制による効果と国交付金の活用が示されておりまして、資料4ページでございますように、市町村浄水場の集約では、それにより削減できる費用が240億円、統合にあたり新たに必要となる施設整備に50億円、差引き190億円の抑制効果が見込まれております。また、次の5ページ目でございますが、送配水施設の最適化では、市町村で施設を共同して利用することで削減できる費用が173億円、統合にあたり新たに必要となる施設整備に91億円、差し引き82億円の効果が見込まれており、併せますと272億円の効果が見込まれております。それによりまして、6ページに戻っていただきまして、国の交付金を活用し、広域化に係ります管路整備や監視施設の整備等で要する費用589億円、広域化後の市町村の管路整備事業などで要する費用589億円、それぞれ3分の1が交付金対象でありますので、それぞれ196億円の合計で392億円の効果が見込まれており、全体では664億円の効果が見込まれているところであります。

次に、資料9ページから13ページですが、ここでは、事業統合いたします市町村間での施設の老朽度合いや料金、資金力、企業債残高などについて比較分析がされておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、14ページでございますが、ここでは、今般進められております県域一体化にあたりまして、その効果を最大限に発現させるための資産の引継ぎの考え方が示されているところであり、これにつきましては、お配

りしております資料4-3でございますが、水道事業等の統合に関する基本方針（草案）こちらにも細かく示されているところであります。

次に、資料4-2をご覧くださいませでしょうか。この事業統合にあたりまして、参加いたします事業体が共通認識として確認していきます水道事業等の統合に関する覚書（案）でございます。事業統合につきましては、参画する事業体が覚書でございます、まず第1条にあります統合の目的でございますが、それを達成するために、第2条以下でございます事業実施の主体となる「企業団」の設立や、そのほか、その企業団の所在地、組織体制、業務の運営など、水道事業の統合に関わります基本的な事項を協議検討することや、水道料金の統一、資産の引継ぎなどについて、今後統合に向けて協議検討を進めることについて、文書を交わすこととなります。この覚書でございます取り決め事項は、お配りしております資料4-3でございます水道事業等の統合に関する基本方針（草案）に記載されておりまして、その内容について詳細にしたものでございます。

基本方針（草案）の3ページでございますが、ご覧いただけますでしょうか。水道事業等の統合に関する基本方針の策定について、その主旨として、今後の統合に向けて協議検討を進めていくためのベースとなるものとして策定されているものでございます。次に、2. 施設や管路整備についての基本的事項として、浄水場の運営や管路等の施設の整備計画を策定することとしています。次に、4ページですが、4ページでは企業団に関する事項として、設置位置、体制、職員などについて、整理をされております。次に、5ページでございますが、業務の運営の基本的な事項として、企業団の運営に係ること等が整理されております。次に、6ページですが、補助金や資産の取り扱い、水道料金などの財政ルールについて整理されております。最後に、7ページ、8. 留意事項といたしまして、覚書を締結後、本方針に基づき企業団の設立に向けて検討を進めるが、現時点では企業団への参加を拘束するものではないこと、事業統合、料金統一を目指すことを基本とするが、各団体の状況等を踏まえ、弾力的な対応を含め、今後議論を進めることも必要であり、できる限り全ての関係団体が県域一体化に参画できるように議論を進めることが必要とされております。

ただし、令和6年度までに関係団体は、奈良県広域水道企業団設立の基本協定を締結することとなるため、公平性の観点から、これ以降の企業団への参入はできないこととされています。この覚書の締結後は、事業団の設立に向け、協議会や設立のために準備室を立ち上げ、運営のための細部の整理を進め、設立にかかる基本協定を締結していくこととなります。

最後に、資料4-1の16ページをご覧くださいでしょうか。今後のスケジュールが示されておるところでございます。次回のサミットとしまして11月の中旬が予定されております。今回示されました覚書や基本方針が最終的に整理されたものが提示をされまして、市町村長からご意見を伺い、覚書の締結といった流れとなっているところでございます。

今回、県域一体化につきまして、資料を提示させていただきまして当町といたしましては、前回の委員会でもお示しいたしましたように、単独で事業を維持していく場合、後年度での更新費用が大きな負担となる中で、一体化をすすめれば、その負担の軽減や料金水準が今よりも安価になる見込みであるとの試算がなされていることから、こうした方向での整理が必要ではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、水道事業の県域一体化についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
横田委員。

横田委員 今、県水から供給受けておりますけども、県水と企業団との関係性というのは、それはどういうふうになっていますか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 この企業団が設立されますと、その企業団の中に県営水道も一事業体として市町村と同じように参加することになりますので、今までのような県、市町村という区分がなくなりまして、ひとつの大きな事業体という形

になります。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 また資料も今日出していただいたんで、また見せてもらって後日も質問させていただこうと思うんですけど、資料4-2の覚書ですね、ちょっとスケジュール見ててもよくわからないんですけど、これをまず締結っていうんですかね、するのがいつになるんですか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 今、資料4-1の16ページにお示しさせていただいております資料のとおり、覚書の締結といたしましては、12月後半から翌年の1月にかけてできればというスケジュールで今進んでおります。

木澤委員 その後ですね、協議会立ち上げて、令和6年までに団体の設立ですか、考えてはるけど、議会としてはどういう形でかかわっていくことになるんですか。議決等がどっかで必要になるんですか。

上下水道課長 企業団と申しましても、これはいわゆる一部事務組合と同じものでございますので、その設立等にあたりましては、議会の議決等が必要になってくると思いますので、そういったスケジュールになってくると思います。

木澤委員 その辺はまだ具体的には、だいたいのスケジュールについては。

上下水道課長 今、令和3年から6年という大きな動きでしか書いておりませんのは、まだ具体的なスケジュールはこれから決めていくという段階でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から何か報告しておくことはございませんか。
猪川上下水道課長。

上下水道 それでは、少しお時間をいただきまして、令和2年9月8日に発生をい
課長 たしました、水道管の漏水事故につきまして、ご報告をさせていただき
たいと思います。9月8日の午前6時でございますが、住民の方から「水道
水に濁りが生じている」という連絡を受けまして、現場に職員が確認に向
かいましたところ、町道401号線、服部道でございますが、そちらのほ
うで、服部1丁目2番付近で、道路わきから水が噴き出している状況でご
ざいまして、水道管の漏水を確認いたしております。到着した職員により
まして、漏水区間の止水作業と、止水したことによります断水への家庭へ
の説明、給水パックの配布を行っていたしましたところ、その間に漏水箇所を
通過いたしましたトラックが、漏水箇所に脱輪をしてしまうという事故が
発生をいたしました。幸いなことに運転手の方にはケガはございませんで
したものの、トラックにはプロパンガスが積載されておりました、かなり
重量がございましたので、まずその荷台からプロパンガスをおろしまし
て、その後、レッカー車で引き上げる処置を警察及び消防隊員の立ち合い
のもとで行ったところでございます。その後、漏水いたしました水道管の
修理を行いまして、午後3時50分に道路の復旧を完了し通行止めを解除
したところでございます。

今回の水道管の漏水修繕工事で、車両事故が発生する事態となりまし
て、改めて再発防止に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。
中川委員。

中川委員 ああいう漏水っていうのは事前には調べようないのか。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 正直申しあげまして、管が古いというところはもちろん把握はしておりますけども、突発的な事故につきましては、予測はできないのが現状でございます。

委員長 上田都市建設部長。

都市建設部長 今回につきましては、ソケット部の物自体が圧で、どっちかと言ったら老朽化したものが、ちょっと弱くなったところから噴き出したということで、漏水の中にもいろんな種類ありまして、漏れてだんだんひび割れてっという話になってくるんですけども、漏水調査自体はいつも年3回、3区域に分けて実施いたしております、事前に予防している状況でございます、今回150の本管でしたので、かなり圧を受けて突発的に起こったというものでございまして、防止に向けては取り組んでおりますので、よろしくをお願いします。

中川委員 その車の損傷やレッカー代、というのはやっぱり町の負担になるの。

委員長 猪川上下水道課長。

上下水道課長 水道事業のほうで保険のほう入っておりますので、そちらで対応させていただきますと今考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって各課報告事項については終わります。次に、4. その他について、各委員さんから質疑・ご意見等がありまし

たらお受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、その他についてはこれをもって終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時38分 閉会)